

浜松市下水道事業の事前評価実施要綱細目

第1条 目的

「浜松市下水道事業の事前評価実施要綱細目」（以下「本細目」という。）は、「浜松市公共事業評価実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、下水道事業の新規採択時の評価（以下「事前評価」という。）を実施するための細目をまとめたものであり、下水道事業の効率的・効果的实施並びにその過程の透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2条 適用範囲

本細目は、標準的な下水道事業を対象として事前評価を実施する場合を想定し、事前評価の実施主体の参考となるよう策定したものである。事業特性等個別の事情により、本細目によることが適当ではない場合は、別途適切な方法を講じる。

第3条 対象事業

要綱第3条第1項第1号に規定する事業は、国土交通省の「下水道事業の新規採択時評価実施要領細目」（以下「国交省事前評価細目」という。）第2に準じるものとし、以下の事業を対象とする。

- ・ 公共下水道事業
- ・ 特定環境保全公共下水道事業

第4条 評価の手法

要綱第6条第5項に規定する評価の手法は、国交省事前評価細目第5によるものとする。

第5条 評価の視点及び項目

要綱第6条第6項に規定する具体的な評価項目は、国土交通省の「社会資本整備総合交付金に係る計画等について」第3第1項各号によるものとする。

第6条 その他

その他、本細目に定めのない事項については、国交省事前評価細目を参考とすることができる。

附 則

本細目は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

本細目は、令和2年12月1日から施行する。